

徳島県告示第四百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を社会福祉法人日本保育協会に委託した。

令和四年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）別表第一の三の項から五の項までに掲げる事務に係る手数料の徴収の事務